

LGBT法 連合会

第 50 回衆議院議員選挙に際して
LGBT (SOGI) をめぐる課題に関する
各立候補者の政策と考え方に関する調査のお願い

2024 年 10 月吉日

第 50 回衆議院議員選挙 立候補者 各位

(一社) 性的指向および性自認等により困難を
抱えている当事者等に対する法整備のための

全国連合会 (略称: LGBT 法連合会)

代表理事・理事 一同

E-Mail: info@lgbtetc.jp

電話: 03-5802-6650 (担当: 神谷・西山・村上)

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-35-28-302

謹啓

平素より、(一社) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会 (以下、「LGBT 法連合会」) の取り組みに、ご理解・ご支援を賜り誠に有難うございます。

LGBT 法連合会は、性的指向や性自認(ジェンダーアイデンティティ)に関する当事者、支援者、専門家などによる 110 の賛同団体等から構成される連合体です。立法府に対する政策提言活動を通じて、法整備を実現し、当事者の困難が解消されることを目的に活動を展開しております。当会では 2016 年から、国政選挙において LGBT の課題に関して立候補者の政策や見解をお伺いする同様の調査票へのご回答をお願い致しております。今回も、その活動を継続させる形で、ご回答をお願いする事となりました。

昨今、性的指向や性自認に関しては、2023 年 6 月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。また、同年の日本が議長国を務めた G7 首脳コミュニケでは「あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する。」との文言を含んだ形で取りまとめられ、国内外に公表されております。

皆様の選挙公約等で、いわゆる「LGBT」等に関する政策をご公表されていることと存じますが、「LGBT」等の当事者、またアライと呼ばれるその支援者が、各立候補者の皆様の政策をよく比較して投票先を決められるよう、添付の調査へのご協力を、何卒、よろしくお願い申し上げます。ご回答いただいた内容は、当会のホームページまたはそのリンク先のサイトで公表させていただく予定にしております。

ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

(次のページへ続きます)

LGBT法 連合会

ご回答・ご返送の方法についてのご案内（重要）

・メールでご返送いただける場合

返信用メールアドレス：election.jall@gmail.com まで、ご返送ください
届いた調査票にご記入の上、スキャンした電子データ（PDF）を添付いただき、ご送信ください。

・ファックスでご返送いただける場合

返信用 FAX 番号：03-6700-6821
届いた調査票に、手書きでご回答いただき、それを上記のファックス番号に、ご送信ください。

・インターネットでもご回答いただけます

回答用 URL：

<https://docs.google.com/forms/d/1pF1laHmg5YKH0PYxrAEBWmf9JrWWimDTyysfOoaHoE/edit>

上記の URL、もしくは右記の QR コードから調査票にアクセスいただき、直接ご回答ください。



ご返送期日

2024年10月22日（火）をまでに、なるべくお早めにご返送お願いいたします。受け付け順に、ご回答内容を当会ホームページにて、公開させていただきます。

■本件に関するお問い合わせ先■

（一社）LGBT法連合会 事務局（担当：神谷・西山・村上）
〒113-0033 東京都文京区本郷 1-35-28-302
TEL：03-5802-6650 代表メールアドレス：info@lgbtetc.jp

（次のページへ続きます）

この調査における 用語・概念の解説

この調査票における用語

LGBT（の人々/当事者）＝読みは「エルジービーティ」。Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー）の頭文字をとった言葉。広く性的マイノリティの人たちを表す言葉として用いられることがある。L・G・B・T以外にも Questioning（クエスチョニング）や Queer（クィア）、他にもさまざまな性のあり方を含み「LGBTQ」「LGBTQ+」という言葉が使われることもある。

(1) 性の三要素

- 法律上の性：医師等から発行された出生証明書をもとに子の出生地・本籍地又は届出人の所在地の自治体の役所に提出された出生届が受理され、戸籍や住民票に記載されている性別。
- 性自認(Gender Identity)：自分の性別をどのように認識しているかを示す概念。性同一性。
- 性的指向(Sexual Orientation)：恋愛や性的関心がどの対象の性別に向くか向かないかを示す概念。恋愛・性愛の関心が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）、誰にも向かないアセクシュアルなどがある。

(2) SOGI（ソジ）とは

読みは「ソジ」。「性的指向 (Sexual Orientation=SO)」と「性自認 (Gender Identity=GI)」の略。「性別表現 (Gender Expression)」を加えて SOGIE（ソジー）ということもある。一国連、国際オリンピック委員会、また各国の法制度や正式文書では、「LGBT」ではなく、SOGI（性的指向と性自認）の語が用いてられており、差別禁止法を始めとする法制度が SOGI 概念に基づいて作られている。一2011年以降の国連人権理事会における SOGI 人権決議で、日本は賛同国に入っている。

(3) 「LGBT」という言葉とは

LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性を自認する人）の頭文字から取った言葉で、性的マイノリティの人たちを表す言葉として用いられることがある。

L：レズビアン	女性同性愛者
G：ゲイ	男性同性愛者
B：バイセクシュアル	両性愛者
T：トランスジェンダー	出生時に割り当てられた性別とは異なる性を自認する人 (性同一性障害を含む)

第 50 回年衆議院議員選挙に際して
LGBT (SOGI) をめぐる課題に関する
各立候補者の政策と考え方に関する調査<調査票>

政党名 ()
選挙区 ()
候補者名 ()
ご担当者のお名前 ()
連絡先電話番号 ()

問1. 個人の選挙公約に性的指向・性自認に関する人権を保障する施策について記載はありますか。(選択式)

選択肢： 1.記載がある
2.記載はないが、取り組む予定である
3.記載はなく、取り組む予定もない
4.その他 ()

問2. 性的指向及び性自認に関する困難を解消するための以下の施策の中から優先度の高いものを2つ以内で選択してください(複数回答可)

選択肢： 1.困難の実態の調査・研究が重要だ
2.相談窓口の設置等、当事者支援が重要だ
3.合理的配慮※を義務化することが重要だ
4.性的指向及び性自認に関するハラスメントや差別を禁止することが重要だ
5.同性カップルに関する法整備や、相続など同性パートナーが配偶者として扱われないことで生じる困難を解消することが重要だ
6.性的指向及び性自認だけではなく、様々な差別を包括的に禁止することが重要だ
7.特に施策が必要だとは思わない
8.その他 ()

※合理的配慮…何らかの対応を必要としている意思表示があった際に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

問3. 2023年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(いわゆる「SOGI理解増進法」)が施行されました。法8条1項で「政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。」と規定されていますが、施行から一年経った現在においても、基本計画が策定されていません。下記の選択肢からお考えをお聞かせください。(選択式)

選択肢： 1.できるだけ早期に基本計画を策定すべきだ
2.時間をかけて基本計画を策定すべきだ
3.法8条1項を遵守する必要はない
4.その他 ()

(次のページへ続きます)

問 4. 岸田前首相は、2024年3月15日の参議院予算委員会において、「いわゆるトランスジェンダーの方に対する誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向及びジェンダーアイデンティティーを理由とする不当な差別や偏見は許されないもの」「合理的な理由なくジェンダーアイデンティティーを理由に特定の方々の行動を一律に制限する、こういったことはあってはならない」「トランスジェンダーの方に対する誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向及びジェンダーアイデンティティーを理由とする不当な差別や偏見、これはあってはならず、関係省庁においてしっかりと対応していかねばならないものであると認識をいたします」と答弁しています。この答弁に対するお考えをお聞かせください。

選択肢： 1. 同意する
2. 同意しない
3. その他 ()

問 5. 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は、2023年10月最高裁判所から法3条1項4号について違憲との決定がなされています。また、3人の裁判官は法3条1項5号についても違憲であるとの個別意見をつけました。一方で、2027年から、性同一性障害は、国際疾病分類 (ICD) 11 版への改訂により廃止され、新たに「性別不合」を採用することが、厚生労働省の専門家部会で既に了承されています。これらにより法改正が求められていますが、お考えをお聞かせください。

(参考：「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」抜粋)

「第三条

(略)

- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。」

選択肢： 1. 早急に法3条1項4号はもとより、3条1項3号や5号や法律の名称変更と関連概念の整理等、残る懸案も含めて改正する必要がある
2. 早急に法3条1項4号を改正する必要がある。残る懸案は慎重な議論が必要である
3. 法3条1項4号の改正をする必要はあるが、慎重な議論が必要である
4. 改正する必要はない
5. その他 ()

(次のページへ続きます)

問6.以下の各分野の課題について、どのようなスタンスでしょうか。（選択式）

	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	その他/1-4 から選択肢を選んだうえでの補 足、等（自由回答）
問 6-A 「教育」 分野					
(1) 学習指導要領に盛り込み義務教育の中で性的指向・性自認の多様性について子ども達に教育すべきだ。	1	2	3	4	
(2) 大学生間の性的指向や性自認に関するいじめ（アウティングやハラスメント）を法律で禁止すべきだ。	1	2	3	4	
(3) 学校現場において性自認に沿った制服、部活動への参加やトイレの利用などについて対応（環境調整、合理的配慮）すべきだ。	1	2	3	4	

問 6-B 「就労」 分野					
(1) 採用時及び雇用期間中の性的指向・性自認に基づく不利益・不均等な取扱について法律で防止・禁止すべきだ。	1	2	3	4	
(2) 企業等は性自認に基づいて働くことができるように対応を進めるべきだ。	1	2	3	4	
(3) 性的指向・性自認に関する職場の取り組みについて、国が広くガイドラインを策定するなど、企業等の取り組みを積極的に支援すべきだ。	1	2	3	4	

	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらかと いえば反対	反対	その他 / 1-4 から選択肢を選んだうえでの補 足、等 (自由回答)
問 6-C 「福祉・医療」 分野					
(1) 自治体の福祉窓口等において、窓 口担当者による性的指向・性自認に関 する差別や偏見に基づく対応によっ て、利用忌避や相談したことによる二 次被害が起きることのないよう、国が 実態を調査し、窓口対応等の指針を示 すべきだ。	1	2	3	4	
(2) 感染症の拡大下にあっても、HIV 抗体検査の積極的な実施など健康維持 に必要な検査へのアクセスを、保障す べきだ。	1	2	3	4	

問 6-D 「その他」 分野					
(1) 社会保障等において、同性パート ナーが配偶者や事実婚として扱われな いことで生じる不利益を、解消すべき だ。	1	2	3	4	
(2) 合理的な必要性のない性別欄は 各種の書類や申請書、証明書から削除 すべきだ。(合理的な必要性の例: 男女 共同参画、医療・保険上の問題など)	1	2	3	4	

調査票 5/5

	賛成	どちらかといえは賛成	どちらかといえは反対	反対	その他 / 1-4 から選択肢を選んだうえでの補足、等 (自由回答)
(3) 性的指向・性自認に関わらずスポーツに参加できるよう、(公財)スポーツ協会のガイドラインなどを踏まえて環境を整えるべきだ。	1	2	3	4	

問7. 最後に感想や、当事者やその家族の皆さんへのメッセージなど自由にコメントをお願いします。

アンケートは以上となります。
ご協力いただき、誠にありがとうございました。